

返戻制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 か月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還致します。

- 【1】 入社日以後 1 か月以内の場合は紹介手数料の 70%を返還するものとする
- 【2】 入社日以後 1 か月より 2 か月以内の場合は紹介手数料の 50%を返還するものとする
- 【3】 入社日以後 2 か月より 3 か月以内の場合は紹介手数料の 30%を返還するものとする

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。

以上

株式会社 姫路エンジニア
兵庫県姫路市網干区新在家 2023-78 3F
許可番号：28-ユ-301124